

新型コロナウイルス感染症の対応について

1 立川市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催状況

(令和4年1月20日以降)

回	開催日時	決定・報告・検討・確認事項
76	1月20日(木) 午前11時30分～	<ol style="list-style-type: none">市内の感染状況等について 新型コロナウイルス感染症患者の市内発生状況について、別紙のとおり報告がありました。(別紙1)まん延防止等重点措置について 東京都が令和4年1月19日付で発表した「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」(別紙2)を受け、1月21日(金)から2月13日(日)までの期間、以下のとおり対応することとしました。<ul style="list-style-type: none">公共施設等の利用制限及びイベント等の取扱いについて(別紙3)教育委員会の対応(別紙4)市民等への周知について 感染拡大防止の啓発を徹底するため、市ホームページや見守りメール等を活用した市民等への呼びかけを強化していくこととしました。新型コロナウイルスワクチン接種事業について ワクチン接種事業について、追加接種(3回目接種)の現況や今後の見通し等に関して、別紙のとおり報告がありました。(別紙5)新型コロナウイルス感染症自宅療養者医療支援事業について 東京都が実施している自宅療養者医療支援に加え、市単独事業としての新たな支援について、感染拡大の状況を鑑み、立川市医師会や多摩立川保健所と実施に向けた調整を行っているとの報告がありました。広域連携サミットの開催中止について 令和4年1月24日(月)に開催を予定していた広域連携サミットについて、開催を中止することとしました。

令和4年1月20日

新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和4年1月20日（木）（午前11時30分～）に、第76回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のとおり決定等いたしました。

記

【決定等事項】

○ 市内の感染状況等について

新型コロナウイルス感染症患者の市内発生状況について、別紙のとおり報告がありました。（別紙1）

○ まん延防止等重点措置について

東京都が令和4年1月19日付で発表した「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」（別紙2）を受け、1月21日（金）から2月13日（日）までの期間、以下のとおり対応することとしました。

- ・ 公共施設等の利用制限及びイベント等の取扱いについて（別紙3）
- ・ 教育委員会の対応（別紙4）
- ・ 市民等への周知について

感染拡大防止の啓発を徹底するため、市ホームページや見守りメール等を活用した市民等への呼びかけを強化していくこととしました。

○ 新型コロナウイルスワクチン接種事業について

ワクチン接種事業について、追加接種（3回目接種）の現況や今後の見通し等に関して、別紙のとおり報告がありました。（別紙5）

○ 新型コロナウイルス感染症自宅療養者医療支援事業について

東京都が実施している自宅療養者医療支援に加え、市単独事業としての新たな支援について、感染拡大の状況を鑑み、立川市医師会や多摩立川保健所と実施に向けた調整を行っているとの報告がありました。

○ 広域連携サミットの開催中止について

令和4年1月24日（月）に開催を予定していた広域連携サミットについて、開催を中止することとしました。

立川市新型コロナウイルス感染症患者の発生状況

別紙1

【令和4年1月】

東京都公表日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(祝)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)
新たな患者数	0	1	0	0	1	4	1	10	15	12	13	11	21	29	49	41	27	36	59												
患者数の累計	3252	3253	3253	3253	3254	3258	3259	3269	3284	3296	3309	3320	3341	3370	3419	3460	3487	3523	3582												
退院等者数の累計	3251	3251	3251	3251	3251	3252	3252	3253	3253	3253	3253	3255	3256	3259	3264	3272	3282	3292	3298												
入院・療養中の患者数	1	2	2	2	3	6	7	16	31	43	56	65	85	111	155	188	205	231	284												

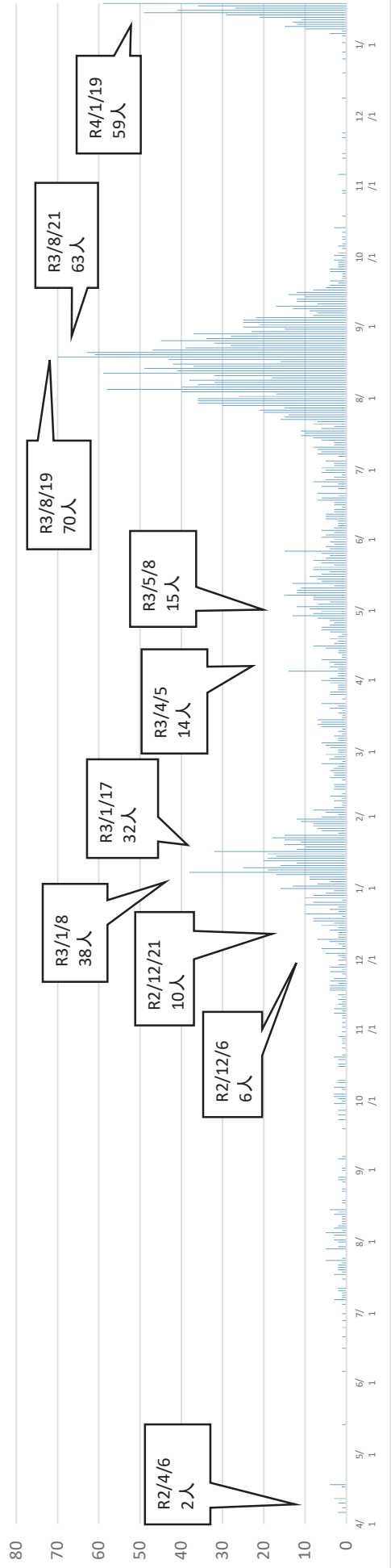
【令和3年12月】

東京都公表日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)
新たな患者数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
患者数の累計	3248	3248	3248	3248	3248	3248	3248	3248	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3250	3250	3250	3250	3250	3251	3251	3251	3252	3252	3252
退院等者数の累計	3247	3247	3247	3247	3247	3247	3247	3247	3247	3247	3247	3247	3247	3248	3248	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3251
入院・療養中の患者数	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	1	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	2	2	2	3	1	1

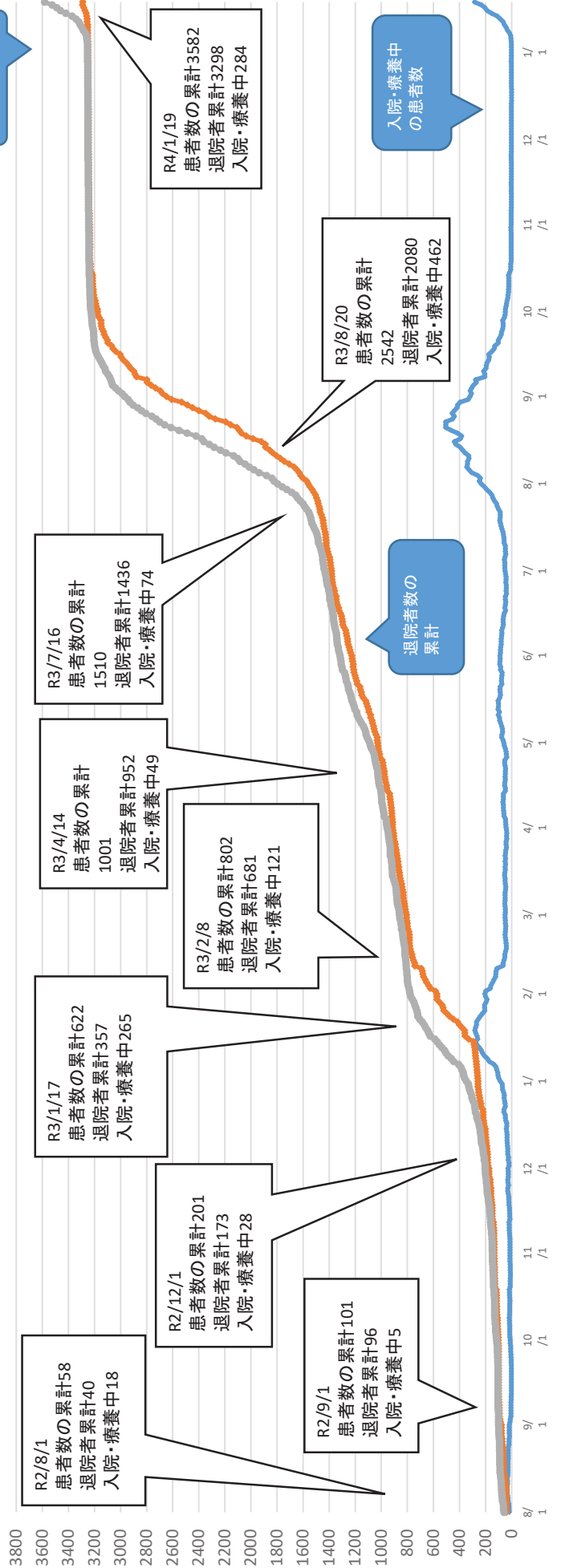
【令和3年11月】

東京都公表日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日
	(月)	(火)	(祝)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(祝)	(月)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)
新たな患者数	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
患者数の累計	3242	3242	3242	3242	3242	3244	3244	3244	3244	3244	3244	3244	3244	3245	3246	3246	3246	3246	3246	3246	3246	3247	3247	3248	3248	3248	3248	3248	3248	3248
退院等者数の累計	3238	3239	3239	3239	3239	3241	3242	3242	3242	3242	3242	3242	3242	3243	3243	3243	3243	3244	3245	3245	3245	3245	3245	3245	3245	3245	3246	3246	3246	3246
入院・療養中の患者数	4	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	3	2	3	3	2	1	1	1	1	2	2	3	3	2	2	2	2	2

感染者数(新規陽性者数) R2年4月～R4年1月



感染者数(累計、入院・療養中者数) R2年8月～R4年1月



新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置

令和4年1月19日

東京都

1. 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置

(1) 区 域

都内全域

(2) 期 間

令和4年1月21日（金曜日）0時から2月13日（日曜日）24時まで

(3) 対応の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、以下の要請を実施

① 都民向け

- ・ 不要不急の外出は自粛し、混雑している場所や時間を避けて行動すること
- ・ 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと 等

② 事業者向け

- ・ 施設の使用制限（営業時間の短縮等）
- ・ 催物（イベント等）の開催制限 等

2. 都民向けの要請

(外出・移動等)

- 不要不急の外出は自粛し、混雑している場所や時間を避けて行動すること
(新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法第24条第9項)
- 不要不急の都道府県間の移動は、自粛すること (法第24条第9項)
ただし、「対象者全員検査」制度 (※) を活用し、検査結果が陰性であった場合を除く

※ 「対象者全員検査」制度

= 緊急事態措置やまん延防止等重点措置等により東京都が人数制限等を要請した場合に、対象者の陰性の検査結果を確認することにより、感染リスクを低減させ、飲食店やイベント等における人数制限等を緩和することができる制度

(飲食店等の利用、会食等)

- 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと
(法第31条の6第2項)
- 飲食店等の利用の際、同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内とすること
(法第24条第9項)

ただし、認証店において「対象者全員検査」制度を活用し、全員の陰性の検査結果を確認した場合は、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可とする

- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は自粛すること (法第24条第9項)

(その他)

- 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止対策を徹底すること (法第24条第9項)
- 感染に不安を感じる者は、検査を受けること (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている 結婚式場	<ul style="list-style-type: none">● 「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗<ul style="list-style-type: none">・ 以下の①②又は③のいずれか一方とすること (法第31条の6 第1項)<ul style="list-style-type: none">① 営業時間 : 5時から21時までの間 酒類の提供・持込 : 11時から20時までの間② 営業時間 : 5時から20時までの間 酒類の提供・持込 : 行わない・ 同一グループの同一テーブルへの案内を4人以内とすること (法第24条第9項)
遊興施設 (第11号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている キヤバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、 バー (接待や遊興を伴うもの)、パブ等の施設	<ul style="list-style-type: none">● 上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗<ul style="list-style-type: none">・ 以下のとおりとすること (法第31条の6 第1項)<ul style="list-style-type: none">営業時間 : 5時から20時までの間 酒類の提供・持込 : 行わない・ 同一グループの同一テーブルへの案内を4人以内とすること (法第24条第9項)
飲食店 (第14号)	飲食店 (居酒屋を含む。)、喫茶店、 バー (接待や遊興を伴わないもの) 等 (宅配・テイクアウトサービスは除く。)	<ul style="list-style-type: none">● カラオケ設備を提供している店舗<ul style="list-style-type: none">・ 利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底すること (法第24条第9項)● 上記の店舗に共通の要請<ul style="list-style-type: none">・ 業種別ガイドラインの遵守を要請 (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請

(2) その他の施設への要請①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場 等	● イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用すること（法第24条第9項） （「3（3）イベントの開催制限」参照）
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂、葬儀場 等	● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底すること（法第24条第9項）
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	● 長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図ること（法第24条第9項）
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	● 新型コロナウイルス等対策特別措置法施行令第5条の5に規定される以下の各措置を実施すること（法第31条の6第1項）
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	● 従業員に対する検査の勧奨
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バットイング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	● 入場をすすめる者の整理等
遊技場 (第9号)	マーチャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地 等	● 発熱等の症状のある者の入場の禁止
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園、図書館 等	● 手指の消毒設備の設置
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等	● 事業を行う場所の消毒
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	● 入場をする者に対するマスク着用周知
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	● 感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）
		● 施設の換気
		● 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）
		● 業種別ガイドラインを遵守すること（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請

(2) その他の施設への要請②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	<ul style="list-style-type: none">●以下の事項を徹底すること（法第24条第9項）<ul style="list-style-type: none">・基本的な感染防止策の実施・大学等においては、部活動、課外活動、学生寮における基本的な感染防止策、飲み会等に関する学生等への注意喚起・大学等においては、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知すること・大学等においては、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応すること●大学等においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動を制限又は自粛すること (法第24条第9項)
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学 等	ただし、「対象者全員検査」制度等を活用し、全員の陰性の検査結果を確認した場合には、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動を可とする

3. 事業者向けの要請

(3) イベントの開催制限

- イベント主催者等は、以下の規模要件に沿ったイベントを開催すること（法第24条第9項）

施設規模		施設の収容定員（※2）		
		5,000人以下 の施設	5,000人超 ～10,000人の施設	10,000人超 ～20,000人の施設
大声なしの イベント の場合 (※1)	収容定員まで 入場可	5,000人まで入場可		
		「感染防止安全計画」(※3、※4) を策定した場合 → 収容定員まで入場可	① 「感染防止安全計画」(※3、※4)を策定した場合 → 20,000人まで入場可 ② ①に加え、「対象者全員検査」制度を活用し、 20,000人を超える人数について陰性の検査結果を 確認した場合 → 収容定員まで入場可	
大声ありの イベント の場合 (※1)	収容定員の半分まで入場可	5,000人まで入場可		

※1 大声ありのイベント・・・観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することを積極的に推奨するイベント又はは必要な対策を十分に施さないイベント

大声なしのイベント・・・上記以外のイベント

※2 収容定員が設定されていない場合

- ・ 大声ありのイベント：十分な人と人との間隔（できれば2m、最低1m）を確保
- ・ 大声なしのイベント：人と人が触れ合わない程度の間隔を確保

※3 感染防止安全計画を策定できるのは、「大声なし」のイベントのみ

※4 参加人数が5,000人超のイベントに適用

- 接触確認アプリ等を活用すること（法第24条第9項）
- 業種別ガイドラインを遵守すること（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請

(4) 職場への出勤等

- テレワークの推進や、職場での基本的な感染防止策を徹底すること（法第24条第9項）
- 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者（※）においては、事業の特性を踏まえ、BCP（事業継続計画）を策定済みの場合は、その再点検を行い、未策定の場合は、早急に策定するよう協力を依頼

※国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者

例：医療関係者（病院、薬局等）

生活支援関係事業者（介護老人福祉施設、障害者支援施設等）

インフラ運営関係（電力、ガス等）

飲食品供給関係（飲食品の流通・ネット通販等）

生活必需品供給関係（家庭用品の流通・ネット通販等）

金融サービス（銀行、クレジットカードその他決済サービス等）

物流・運送サービス（鉄道、バス、航空、郵便等）

等

新型コロナウイルスまん延防止等重点措置(1月21日から2月13日まで)の公共施設等利用に関する一覧表

施設名称	1月21日から2月13日までの対応
スポーツ施設 (泉体育館、柴崎体育館、練成館(屋内体育施設))	<p>利用制限は原則なし (各施設で講じる感染防止策にご協力ください)</p>
学校施設の貸出 (体育館・校庭(スポーツ利用))	
スポーツ施設 (野球場、庭球場など屋外体育施設)	
たましんRISURUホール (立川市市民会館)	
旧若葉小学校	
歴史民俗資料館	
古民家園	
女性総合センターアイム	
子ども未来センター (立川まんがぱークを含む)	
たちかわ創造舎	
学校施設の貸出(教室)	
たまがわみらいパーク	
清掃工場の付帯施設	
学習館	
学習等供用施設	
西砂リサイクルショップ	
福社会館	
立川競輪場	
児童館	
図書館	
八ヶ岳山荘	

・施設の利用にあたっては、手指消毒やソーシャルディスタンスの確保等、感染症対策の徹底にご協力ください。

・イベントの取り扱いについては、別紙2「新型コロナウイルスまん延防止等重点措置」3. 事業者向けの要請(3)イベントの開催制限に準じることとします。

・今後の状況によっては対象施設や期間が変更となる可能性があります。その際は改めてお知らせいたします。

まん延防止等重点措置に伴う教育委員会の対応について

1 学校教育について

(1) 基本的方針

- ・学校については、感染症対策を引き続き徹底しつつ、児童・生徒に寄り添いながら、学びを途切れさせない方針を堅持し、学校運営を継続する。
- ・感染症対策を講じてもなお感染リスクが高くなる活動については、実施方法等を工夫し、感染リスクを低減した上で実施する。
- ・臨時休業する場合は、タブレット PC 等を活用して児童・生徒とつなぎ、コミュニケーションをとりながら学びを途切れさせない取組を行う。

(2) 具体的対応

① 主な学校行事

- ・宿泊行事 都立学校の取扱いに準じ検討する。
- ・校外学習 見学先等の状況を踏まえて検討する。
- ・授業公開 感染防止対策を踏まえて検討する。
- ・中学校部活動 都立学校の取扱いに準じ、感染症対策を徹底し、各学校の状況を踏まえて実施する。

② 教育活動時の配慮事項

引き続き以下の感染防止等の対応を徹底する。

- ・検温等の健康観察
- ・学校生活の中での感染予防
- ・欠席児童・生徒に対して、タブレット PC 等を活用した学習支援
- ・児童・生徒の心のケア 等

2 社会教育施設について

(1) 基本的方針

教育委員会所管の地域学習館、学習等供用施設、学校施設開放等については、市民利用施設として市長部局の関連部署の施設と同対応とする。

3 卒業式・入学式について

(1) 1月20日時点での考え方

今般の感染状況が継続している場合は、以下の考え方で実施する。感染状況に変化がみられる場合は、改めて考え方を示す。

- ・参加者 当該児童・生徒・教職員・保護者（各家庭2名まで）
学校運営協議会委員 ※教育委員会及び来賓の参加はなし。
- ・その他 感染対策を図った上で実施する。
教育委員会のお祝いの言葉・市長祝辞・祝電は掲示とする。
国歌斉唱は、起立をし、歌入り CD を流す。
合唱（集団で発声）は行わない。

新型コロナウイルスワクチン接種について

I 初回接種（1・2回目）

1 接種実績（階層別） ※令和4年1月17日（月）現在

	対象者数	接種回	接種人数	接種率
65歳以上の方	45,506	1回目	42,164	92.7%
		2回目	41,940	92.2%
12～64歳の方	121,515	1回目	103,459	85.1%
		2回目	102,110	84.0%
確認中	—	1回目	614	—
		2回目	519	—
全体	184,577	1回目	146,237	79.2%
		2回目	144,569	78.3%

※VRS（ワクチン接種記録システム）に基づいた数値で、実際の数とは1週間程度のタイムラグがある。

II 追加接種（3回目接種）

1 追加接種に利用するワクチン種別と供給量（令和4年1月17時点）

ファイザー社	約36,270人分
武田/モデルナ社	約24,150人分
合計	約60,420人分

※令和4年2月中旬までに供給予定のワクチン数

※東京都全体におけるワクチン供給量（令和4年3月末時点）

ファイザー社	約4,668,300人分
武田/モデルナ社	約6,571,200人分
合計	約11,239,500人分

※令和4年3月末までに都内自治体に供給予定のワクチン数

2 高齢者向け接種券の送付と接種開始日（予定）（令和4年1月17日時点）

2回目接種完了日	3回目接種開始日	接種券発送日（予定）	予約開始日	対象人数（見込み）
令和3年 6月1～6日	令和4年 1月20日（木）	令和4年 1月11日（火）	令和4年 1月12日（水）	約4,000人
7～10日	1月20日（木）	1月13日（木）	1月14日（金）	約4,000人
11～20日	1月20日（木）	1月17日（月）	1月18日（火）	約11,000人
6月21～7月5日	1月24日（月）	1月20日（木）	1月21日（金）	約11,500人

※高齢者の接種間隔は、国の方針変更を受けて、接種時期を前倒ししている。

※令和3年7月末までに2回目接種完了した方は、令和4年2月末までに接種機会を確保済。

3 高齢者追加接種予約状況（令和4年1月19日時点）

接種券送付対象者数	約 30,000 人
追加接種可能枠数	約 15,000 人
既予約数	約 10,000 人
予約率	66.7%

※市コールセンター受電状況：接種券を送付した翌日・翌々日及び毎朝 10 時前後までは混雑しているが、それ以外の時間においては、混雑している状況は見られない。

4 追加接種対象者想定（令和4年1月17日現在）

市内医療従事者	約 7,000 人	合計	約 145,500 人
高齢者	約 41,500 人		
高齢者以外（18 歳以上）	約 97,000 人		

※医療従事者については、おおむね 1 月末までに接種完了予定

5 集団接種（令和4年1月17日現在）

市役所本庁舎を利用して、以下の日程で集団接種を実施予定

2月	12（土）、13（日）、26（土）、27（日）	※決定している日程のみ記
----	-------------------------	--------------

6 医療従事者の接種について

1月	12（水）、14（金）、19（水）、21（金）	集団接種会場：市役所本庁舎
----	-------------------------	---------------

接種予定者数	医師	歯科医師	薬剤師	市職員	合計
	約 200 名	約 300 名	約 330 名	約 50 名	約 880 名

7 その他

（1）ファイザー社ワクチン供給不足への対応

ファイザー社ワクチンの供給不足に伴い、武田/モデルナ社のワクチンをより多く供給する国の方針に対応するため、今後、市内医機関におけるファイザー社ワクチンの接種枠の減少と、武田/モデルナ社のワクチンの接種枠の増加について変更依頼を行う。

（2）5～11 歳を対象とした接種

市内医療機関を対象に、5～11 歳を対象とした接種の協力の有無について調査を予定

※対象者数：約 11,000 名

※国において早急に接種体制を構築するよう要請有

（3）在宅療養者、透析患者への接種

接種券が到着された方から順次接種を予定

（4）東京都大規模接種会場

会 場：立川南ワクチン接種センター（柴崎町三丁目 16-25）

開設日：令和4年2月1日（火）

使用ワクチン：武田/モデルナ社製

その他：詳細については、都において調整中

2 小・中学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について
 (令和4年1月12日～1月26日公表分)

単位:人

感染確定日	小学校		中学校		計
	児童	教職員	生徒	教職員	
1月12日(水)			1		1
1月13日(木)	4				4
1月14日(金)			3		3
1月15日(土)	1				1
1月16日(日)	1				1
1月17日(月)	4		1		5
1月18日(火)			4		4
1月19日(水)	2		3		5
1月20日(木)	7		3		10
1月21日(金)	8	2	5	1	16
1月22日(土)	7	1	4		12
1月23日(日)	3	1			4
1月24日(月)	12	1	4		17
1月25日(火)	12	1	4		17
1月26日(水)	13		2	1	16
合計	74	6	34	2	116